

尾鷲市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1. 業務の名称：尾鷲市子育て世帯訪問支援事業
2. 事業実施期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
3. 委託方法：単価契約

4. 事業の仕様

(1) 業務の内容

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、訪問支援員がこれらの居宅を訪問し、家事、育児等を支援する。

【具体的な業務の内容】

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等）
- ② 育児・養育支援（保育園等への送迎、育児のサポート、外出時の補助等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談並びに助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く）
- ④ 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に係る情報提供
- ⑤ 対象者及び児童の状況並びに養育環境の把握

(2) 対象家庭

事業の対象は、本市に住所を有し、次のいずれかに該当する家庭の妊婦、児童又は保護者とする。

- ① 家事・子育て等に不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭で、生活環境の改善を図るために市が支援が必要と認める家庭
- ② 保護者に監護させることが不適當であると認められる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭
- ④ 出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等がいる家庭
- ⑤ その他市長が特に支援が必要と認めた家庭（養育者の体調不良、ヤングケアラー等を含む）

(3) 派遣の方法

受託事業者は、委託者から利用依頼書等に基づき、訪問支援員を派遣する。

(4) 派遣時間等

派遣時間は、原則午前9時から午後5時までの間の2時間以内とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(5) 訪問支援員の要件

訪問支援員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

① 市が規定する内容の研修を修了した者

② 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定による罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(6) 委託料

① 委託者は、下記に掲げる委託単価の利用額より算出した額を月毎に受託事業者へ支払うものとする。

| 項 目 | 委 託 料 |
|----------|---------------|
| 訪問支援費 | 1時間あたり 3,000円 |
| 交通費等 | 1回あたり 1,860円 |
| キャンセル料 | 1回あたり 1,000円 |
| 検討会議等出席費 | 1回あたり 3,000円 |
| 事務費・管理費 | 1月あたり 2,500円 |

② キャンセルの取り扱いについては、委託者は利用者から訪問支援派遣予定日の前日午後5時までに派遣日変更等の連絡がない場合には、キャンセル料を委託者に請求できるものとする。

③ 訪問支援員の1回あたりの派遣時間に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り下げ、30分以上は1時間に繰り上げる。

(7) 実績報告等

受託事業者は、毎月1日から末日までの実績を1ヵ月単位とし、翌月10日までに実績報告により、請求書とともに委託者に報告するものとする。

(8) 賠償責任保険

受託事業者は、本業務を実施するにあたり、活動中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等へ加入すること。

(9) 秘密保持義務

受託事業者は、本業務の実施上、当該対象家庭において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(10) 緊急時の対応

受託事業者は、業務の実施に伴い不測の事故等が生じたときは、次の行動をとること。

- ① 医療機関等と連絡を取り、緊急対応をすること
- ② 事故及び緊急対応の状況を委託者に報告すること
- ③ 事故報告書（任意様式）を作成し、委託者に報告すること

(11) 連絡調整

この事業の実施にあたっては、受託事業者及び委託者の双方緊密な連絡調整を図るものとする。

(12) その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託事業者双方協議の上、実施するものとする。